

さいたま市の しょうがいしゃふくし 障害者福祉ガイド

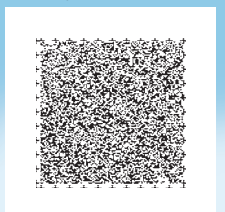
がいようばん ～概要版～



もくじ < 目次 >

■ 手帳の交付……………2	■ 手当・年金等……………9
■ 障害者総合支援法のサービス……3	■ 日常生活の支援……………10
■ 児童福祉法のサービス……………5	■ 外出の支援……………11
■ サービス利用までの流れ……………6	■ 税の控除・減免、
■ サービスの利用者負担……………7	■ 公共料金の割引……………11
■ 医療費等……………8	■ 相談窓口……………12

以下の音声コードを
読み取ると、内容を
音声で聞くことがで
きます。





てちょう こうふ 手帳の交付

てちょう しゆとく かくしゆふくし う
手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。
てちょうこうふご じゆうしよ しめい へんこう しょうがい ていど か かなら てつづ
手帳交付後に住所や氏名の変更、障害の程度が変わったときは、必ず手続きをしてください。

しんせいまどぐち かくくやくしよしえんか
申請窓口 各区役所支援課

しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ 身体障害者手帳の交付

たいしょう しょうがい 対象となる障害

しょうがい くぶん 障害区分		しょうがいてうきゆう 障害等級	しんせいじ ひつよう 申請時に必要なもの
しかくしょうがい 視覚障害		1～6級	<ul style="list-style-type: none"> しよてい しんだんしよ ・所定の診断書 ・マイナンバー ・写真1枚 （タテ4cm× ヨコ3cm）
ちようかくしょうがい 聴覚障害		2～4・6級	
へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害		3・5級	
おんせい げんご きのうしょうがい 音声・言語・そしゃく機能障害		3・4級	
したいふじゆう 肢体不自由		1～6級	
ないぶ 内部 しょうがい 障害	しんぞう じんぞう こきゅうき 心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	1・3・4級	
	かんぞう 肝臓 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫	1～4級	

りょういくてちょう こうふ 療育手帳の交付

たいしょう しょうがい 対象となる障害

てちょう くぶん 手帳の区分	Ⓐ	A	B	C
しょうがい ていど 障害の程度	さいじゆうど 最重度	じゆうど 重度	ちゆうど 中度	けいど 軽度
しんせいじ ひつよう 申請時必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ぼ してちょうとうほんにん せいいくれき かん ・母子手帳等本人の生育歴に関するもの ・マイナンバー ・写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm） 			

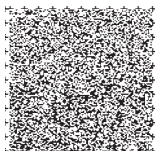
はんてい じどうそうだんじよ さいみまん かた しょうがいしゃこうせいそうだん さいいじよう かた おこな
判定は、児童相談所（18歳未満の方）または、障害者更生相談センター（18歳以上の方）で行います。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ 精神障害者保健福祉手帳の交付

たいしょう しょうがい 対象となる障害

しっ かん めい 疾患名	しょうがいてうきゆう 障害等級
とうごうしつちようしよう きぶん かんじよう しょうがい ひていけいせいしんびよう 統合失調症、気分（感情）障害、非定形精神病、てんかん、中毒 せいしんびよう きしつせいせいしんしょうがい こうじのうきのうしょうがい ふく ほんたつしょうがい 精神病、器質性精神障害（高次脳機能障害を含む）、発達障害、そ の他の精神病	1～3級
しんせいじ ひつよう 申請時に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> しよてい しんだんしよとう ・所定の診断書等 ・マイナンバー ・写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しん きしんせい こうしんせいしんとう とき ひつよう しんだんしよりよう じよせい
精神障害者保健福祉手帳の新規申請、更新申請等の時に必要となる診断書料を助成してい
ます。（限度額 4,000円）





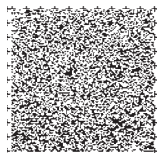
しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法のサービス

しょうがい かにちじょうせいかつ しゃかいせいかつ しえん しょうがいしゃそうごうしえんほう もと
障害のある方の日常生活または社会生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、
かくしゅうしょうがいふくし ちいきせいかつしえんじぎょう りよう
各種障害福祉サービスや地域生活支援事業が利用できます。

かくしゅうしょうがいふくし どう ないよう 各障害福祉サービス等の内容

しんせいまだぐち かくくやくしよしえんか
申請窓口 各区役所支援課

サービス名		サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障害により、移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設へ入所できます。
活動系サービス	生活介護	常に介護が必要な人に、昼間に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動などの機会を提供します。
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をします。
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための必要な訓練をします。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場や生産活動その他の活動の機会の提供とともに、知識や能力向上のために必要な訓練をします。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、一般企業に新たに雇用され、6カ月を経過した人に、就労の継続に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や、日常生活上の援助をします。
支援系サービス	自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援をします。

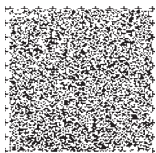


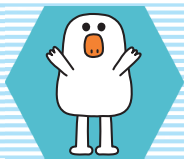
地域相談支援給付	ちいきこうしえん 地域移行支援	しょうがいしゃせつとう にゆうしょ しょうがい かたまた せいしんかびょういん にゆういん 障害者施設等に入所している障害のある方又は精神科病院に入院している せいしんしょうがい かた た ちいき せいかつ いこう 精神障害のある方、その他の地域における生活に移行するために重点的な しえん ひつよう かた じゅうきょ かくほ ちいき せいかつ いこう 支援を必要とする方に、住居の確保や地域における生活に移行するための かつどう かん そうだん た ひつよう しえん おこな 活動に関する相談その他必要な支援を行います。
	ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	きょたく たんしん せいかつ しょうがい かた たい じょうじ れんらくたいせい 居宅において単身で生活する障害のある方に対して、常時の連絡体制を かくほ しょうがい とくせい きいん しょう じんきゅう じたいとう そうだん じんきゅうほうもん 確保し障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問や た ひつよう しえん おこな その他の必要な支援を行います。
計画相談支援給付	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょうがいふくし どう りよう きぼう しょうがいしゃ かいけつ かだい ふ 障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の解決すべき課題を踏まえ、 そうごうてき えんじょ ほうしん もつ てきせつ あ とう けんとう 総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、 けいこうりょう けいこう せきせい かね けいかくさくせいご いていきかん サービス等利用計画の作成を行います。計画作成後には一定期間ごとに けいかく みなお けいかく へんこう しきゅうけつてい しんせい かんしゅう おこな 計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨などを行います。
地域生活支援事業	いどうしえん 移動支援	よ かつどう しゃかいさんか がいしゅつ あんぜん えんかつ いどう 余暇活動などの社会参加のための外出が安全かつ円滑にできるよう、移動 しえん おこな についての支援を行います。
	にちゅういちじしえん 日中一時支援	しょうがい かた かぞく しゅうろうしえんおよ かいごしゃ いちじてき きゅうそく もくてき 障害のある方の家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を目的とし、 にちゅう かつどう ば ていきよう 日中の活動の場を提供します。
	じゅうどうしょうがいしゃとう しゅうろうしえん 重度障害者等の就労支援	しゅうろうちゅう しえん ひつよう じゅうどうしょうがいしゃとう たい にちじょうせいかつ かか しえん おこな 就労中の支援を必要とする重度障害者等に対し、日常生活に係る支援を行 います。
	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	そうざくてきかつどうおよ せいさんかつどう きかい ていきよう しゃかい こうりゅう おこな 創作的活動及び生産活動の機会を提供し社会との交流などを行います。
	ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス	ほうもん きょたく にゆうよく おこな 訪問による居宅での入浴サービスを行います。
	にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具	じりつせいかつしえんようぐ にちじょうせいかつようぐ きゅうふ たいよ 自立生活支援用具などの日常生活用具を給付、貸与します。
いしそつうしえん 意思疎通支援	しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ ぼけん おこな 手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。	

しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援センター

ちいき せいかつ しょうがい かた かぞく たい す にちじょうせいかつ く かん そうだん
地域で生活する障害のある方とその家族などに対する住まいや日常生活など暮らしに関する相談
しえん さべつ ぎやくたい けんりしんがい つうほう そうだん きょういく しゅうろう かん そうだん じょうほうていきよう
支援のほか、差別や虐待など権利侵害の通報や相談、また、教育や就労に関する相談や情報提供
およ こべつ りようえんじょ おこな
及び個別のサービスの利用援助などを行います。

かんかつく 管轄区	センター名	でんわばんごう 電話番号	ファックスばんごう FAX番号	たいおうしょうがい 対応障害
にしく 西区	にしくしょうがいしゃせいかつしえん 西区障害者生活支援センター（ゆめの園）	623-1768	622-8807	全障害
きたく 北区	きたくしょうがいしゃせいかつしえん 北区障害者生活支援センター（みぬま）	796-5705	796-5706	身体・知的障害
	きたくしょうがいしゃせいかつしえん 北区障害者生活支援センター（ベルベッキオ）	661-7092	661-7093	精神障害
おおみやく 大宮区	おおみやくしょうがいしゃせいかつしえん 大宮区障害者生活支援センター（みぬま）	650-6460	795-4721	身体・知的障害
	おおみやくしょうがいしゃせいかつしえん 大宮区障害者生活支援センター（やどかり）	795-4720	795-4721	精神障害
みぬまく 見沼区	みぬまくしょうがいしゃせいかつしえん 見沼区障害者生活支援センター（来入）	682-0677	682-0670	身体・知的障害
	みぬまくしょうがいしゃせいかつしえん 見沼区障害者生活支援センター（やどかり）	682-1101	687-0517	精神障害
ちゅうおうく 中央区	ちゅうおうくしょうがいしゃせいかつしえん 中央区障害者生活支援センター（来夢）	859-7231	852-3276	全障害
さくらく 桜区	さくらくしょうがいしゃせいかつしえん 桜区障害者生活支援センター（さくらとぴあ）	783-7800	783-7799	全障害
うらわく 浦和区	うらわくしょうがいしゃせいかつしえん 浦和区障害者生活支援センター（むつみ）	824-3640	793-6376	身体・知的障害
	うらわくしょうがいしゃせいかつしえん 浦和区障害者生活支援センター（やどかり）	793-6373	793-6376	精神障害
みなみく 南区	みなみくしょうがいしゃせいかつしえん 南区障害者生活支援センター（あみ〜ご）	866-5098	866-5128	全障害
	みなみくしょうがいしゃせいかつしえん 南区障害者生活支援センター（社協ひまわり）	710-8105	864-0570	全障害
みどりく 緑区	みどりくしょうがいしゃせいかつしえん 緑区障害者生活支援センター（むつみ）	607-1467	607-1467	全障害
いわつきく 岩槻区	いわつきくしょうがいしゃせいかつしえん 岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし）	793-4701	793-4702	全障害





じどうふくしほう 児童福祉法のサービス

しょうがいじう とう ないよう 障害児が受けられるサービス等の内容

しんせいまどぐち
申請窓口

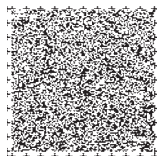
しょうがいじつうしよしえん かかくやくしよしえん か
障害児通所支援：各区役所支援課

しょうがいじにゆうしよしえん じどうそうだんじよ
障害児入所支援：児童相談所

サービス名		サービス内容
障害児通所支援	通所系サービス ★児童発達支援	にちじょうせいかつ きほんてき どうさ じどう 日常生活における基本的な動作の指導、 ちしきぎのう ふよ しゅうだんせいかつ てきおうくんれんとう 知識技能の付与、集団生活への適応訓練等 の必要な支援を行います。
	ほうかごとう 放課後等 デイサービス	ようちえんおよ だいがく のぞ がっこう かよ しょうがい じどう じゆぎょう 幼稚園及び大学を除く学校に通う障害のある児童で、授業の しゅうりょうごまた きゅうぎょうび しえん ひつよう かた くんれん しえん おこな 終了後又は休業日に支援が必要な方に、訓練や支援を行います。
	訪問系サービス ★居宅訪問型 児童発達支援	じゅうど しょうがい じょうたい じどうはつたつしえんとう う 重度の障害の状態にあり、児童発達支援等を受けるために外出 することが著しく困難であると認められた児童に対し、居宅を ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ じどう ちしきぎのう 訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の ふよ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん たひつよう くんれん おこな 付与、集団生活への適応訓練その他必要な訓練を行います。
	★保育所等 訪問支援	しょうがい じどう かよ ほういくしよとう ほうもん しょうがい じどうがい 障害のある児童が通う保育所等を訪問し、障害のある児童以外 の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要 な支援を行います。
障害児入所支援	入所系サービス ★福祉型 障害児入所施設	しせつ にゆうしよ しょうがい じどう たい ほご にちじょうせいかつ じどう 施設に入所する障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、 ちしきぎのう ふよ おこな 知識技能の付与を行います。
	★医療型 障害児入所施設	しせつ にゆうしよ しょうがい じどう ちてきしょうがい じどう 施設に入所する障害のある児童のうち知的障害のある児童、 したいふじゆう じどう じゅうど したいふじゆう ちてきしょうがい 肢体不自由のある児童、重度の肢体不自由と知的障害のある じどう たい ほご にちじょうせいかつ じどう どりつじかつ ひつよう ちしき 児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識 ぎのう ふよおよ ちりょう おこな 技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援		しょうがいじつうしよしえんとう りよう きぼう しょうがいじ かいけつ かだい 障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を ふ そつごうてき えんじよ ほうしん もと てきせつ くあ 踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わ せ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画 さくせいご いていきかん けいかく さくせい おこな けいかく 作成後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や しきゅうけつてい しんせい かんしやう おこな 支給決定の申請の勧奨を行います。



★就学前障害児の発達支援の無償化対象





サービス利用までの流れ

必要なサービスが利用できるよう各区役所支援課や各障害者生活支援センターがお手伝いします。
申請はお住まいの区役所で行います。障害者支援施設などに入所している人は入所前に住んでいた市区町村に申請します。

1 相談

各区役所支援課や各障害者生活支援センターで
使いたいサービスや困っていることなどを相談します。

2 申請

サービスが必要な場合は、各区役所支援課で収入等を証明する書類などを付けて、申請すると現在の生活や障害の状況について認定調査が行われます。

3 審査・判定

各区役所支援課職員などが行う障害支援区分認定調査を受けます。
※意見書を作成するために医療機関を受診していただく場合があります。
※訓練等給付、地域相談支援給付のみを希望される方や18歳未満の方については、障害支援区分の認定は不要です。

4 認定・通知

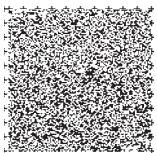
認定調査の結果等により障害支援区分が決定します。指定とくでいぞうだんしえんじぎょうしゃが作成した「サービス等利用計画案」を作成し、これをもとにサービスの支給量などが決まり、決定通知とともに受給者証が交付されます。

5 事業者と契約

指定特定相談支援事業者が「サービス等利用計画」を作成し、指定障害福祉サービス事業者を選択し、利用契約をします。

6 サービス利用

サービスの利用を開始し、サービス利用後、利用者負担額を事業者に支払います。





りょうしゃふたん サービスの利用者負担

障害福祉サービスを利用するときの利用者負担として、「サービスに要する費用の1割」と、食費等を負担する「実費負担」があります。低所得の方は負担が軽くなるよう配慮されています。

サービスに要する費用の1割…世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されているので、サービス利用量にかかわらず、上限額以上の負担はありません。

実費負担…施設でのサービス利用の際に支払います。

所得を判断する際の世帯の範囲

- **18歳以上の障害のある方**
(施設に入所する18,19歳を除く)
障害のある方とその配偶者
- **18歳未満の障害のある児童**
(施設に入所する18,19歳を含む)
保護者の属する住民基本台帳の世帯

● 18歳以上の障害のある方の利用者負担

区分	対象となる世帯	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。(※1)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(※1) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

● 18歳未満の障害のある児童の利用者負担(※2)

区分	対象となる世帯	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万未満)	4,600円
	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 20歳未満で入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(※2) 就学前障害児の発達支援の無償化…p.5の★がついているサービスは、障害児に対し、満3歳になって初めての4月1日から3年間、利用者負担が無料です(ただし、医療費や食費等の実費負担分は除く)。

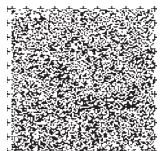
● 地域相談支援給付の利用者負担

地域相談支援給付には、利用者負担はありません。

● 地域生活支援事業(移動支援事業及び日中一時支援事業)の利用者負担

障害福祉サービスと地域生活支援事業を併せて利用する場合は、両サービスを合算した負担上限月額を設定します。

区分	対象となる世帯	地域生活支援事業(移動支援事業及び日中一時支援事業)のみ利用する場合	障害福祉サービスと地域生活支援事業(移動支援事業及び日中一時支援事業)を併せて利用する場合
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円	37,200円





いりょうひとう 医療費等

しんしんしょうがいしゃいりょうひ きゅうふ 心身障害者医療費の給付

しんしんしょうがいしゃいりょうひしきゅうせいど しんしん しょうがい かた ふくし ぞうしん はか もくてき
心身障害者医療費支給制度は、心身に障害のある方の福祉の増進を図ることを目的として、
たいしょうしゃ いりょうひ いちぶ じよせい じよせい う どうろくしんせい ひつよう
対象者に医療費の一部を助成します。助成を受けるには登録申請が必要になります。

● 対象者

- (1) 身体障害者手帳1・2・3級の方
- (2) 療育手帳(A)・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方 (精神病床への入院費用は対象となりません)
- (4) 65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに上記に該当する心身障害者となった方は助成の対象となりません。

※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

● 窓口 各區役所保険年金課 福祉医療係

にしくやくしよ 西区役所	TEL 620-2655	FAX 620-2768
きたくやくしよ 北区役所	TEL 669-6055	FAX 669-6167
おおみややくしよ 大宮区役所	TEL 646-3055	FAX 646-3168
みぬまくやくしよ 見沼区役所	TEL 681-6055	FAX 681-6168
ちゅうおうやくしよ 中央区役所	TEL 840-6055	FAX 840-6168

さくらやくしよ 桜区役所	TEL 856-6165	FAX 856-6278
うらわくやくしよ 浦和区役所	TEL 829-6127	FAX 829-6234
かなみやくしよ 南区役所	TEL 844-7165	FAX 844-7278
あざひやくしよ 緑区役所	TEL 712-1165	FAX 712-1271
いわつきやくしよ 岩槻区役所	TEL 790-0157	FAX 790-0268

じりつしえんいりょう きゅうふ 自立支援医療の給付

じりつしえんいりょう してい いりょうきかん いりょう う ばあい しょうがい ひと いりょうひ わり げんそく じこ
自立支援医療は指定の医療機関で医療を受けた場合、どの障害の人も医療費の1割が原則として自己
ふたん 負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて上限額が決められています。

● 窓口

こうせいりょう 更生医療	いくせいりょう 育成医療	せいしんつういんいりょう 精神通院医療
かくくやくしよしえんか 各区役所支援課	かくくやくしよほけん 各区役所保健センター	かくくやくしよしえんか 各区役所支援課

● 負担上限額

区 分	対象となる世帯	負担上限月額		
		こうせいりょう 更生医療 せいしんつういん 精神通院	いくせいりょう 育成医療	じゅうど 重度かつ けいぞくがいとうしゃ 継続該当者
せいかつほご 生活保護	せいかつほごせたい 生活保護世帯			0円
ていしよとく 低所得1	しちようそんみんぜいひかぜいせたい じゆきゅうしゃ しゅうにゅう 市町村民税非課税世帯で受給者の収入が 80万円以下			2,500円
ていしよとく 低所得2	しちようそんみんぜいひかぜいせたい じゆきゅうしゃ しゅうにゅう 市町村民税非課税世帯で受給者の収入が 80万円を超える			5,000円
ちゅうかんしよとくそう 中間所得層1	しちようそんみんぜいしよとくわり まん せんえんみ まん 市町村民税所得割が3万3千円未満	いりょうほけん 医療保険の	5,000円	5,000円
ちゅうかんしよとくそう 中間所得層2	しちようそんみんぜいしよとくわり まん せんえんいじょう 市町村民税所得割が3万3千円以上 23万5千円未満	じこふたん 自己負担 げんどがく 限度額	10,000円	10,000円
いっていしよとくいじょう 一定所得以上	しちようそんみんぜいしよとくわり まん せんえんいじょう 市町村民税所得割が23万5千円以上	じりつしえんいりょうひしきゅう 自立支援医療費支給の対象外		20,000円

しよとく ひく ひとがい けいぞくてき こうがく いりょうひ はっせい ばあい じゅうど けいぞく じようげんがく
所得の低い人以外でも、継続的に高額な医療費が発生する場合(重度かつ継続)は、上限額(5,000
えん えん えん
円~20,000円)が決められています。

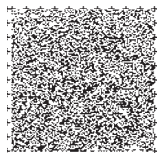


てあて ねんきんとく 手当・年金等

てあて 手 当

しゅ べつ 種 別	たい しょう 対 象	てあてげつがく しはらいづき 手当月額・支払月	まど ぐち 窓 口
しんしんしょうがいしゃ 心身障害者 ふくしてあて 福祉手当	つぎ ざいたく 次のいずれかにあてはまる在宅 の方 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳を所持している ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級	てあてがく 【手当額】 げつがく えん ・月額 5,000 円 しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう 身体障害者手帳1・2級 りょういくてちょう 療育手帳A・A・B せいしんしょうがいしゃふくしてちょう きゅう 精神障害者福祉手帳1級 げつがく えん ・月額 2,500 円 しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう 身体障害者手帳3級 りょういくてちょう 療育手帳C せいしんしょうがいしゃふくしてちょう きゅう 精神障害者福祉手帳2級 しきゅうづき がつ 【支給月】 3・9月	かくくやくしよ 各区役所 しえんか 支援課
とくべつしょうがいしゃ 特別障害者 てあて 手当	じゅうど しょうがい にちじょうせいかつ 重度の障害により日常生活にお いて 常時特別の介護を要する 20歳以上の方	てあてがく げつがく えん 【手当額】 月額 28,840 円 しきゅうづき がつ 【支給月】 2・5・8・11月	かくくやくしよ 各区役所 しえんか 支援課
しょうがいじふくし 障害児福祉 てあて 手当	じゅうど しょうがい にちじょうせいかつ 重度の障害により日常生活にお いて 常時特別の介護を要する 20歳未満の方	てあてがく げつがく えん 【手当額】 月額 15,690 円 しきゅうづき がつ 【支給月】 2・5・8・11月	かくくやくしよ 各区役所 しえんか 支援課
とくべつじどう 特別児童 ふようてあて 扶養手当	しんたい せいしん しょうがい も 身体または精神に障害を持つ20 歳未満の児童を家庭において育 てている父母または養育者	てあてがく 【手当額】 げつがく えん ・月額 55,350 円 きゅう じゅうどしょうがいじ 1級（重度障害児） げつがく えん ・月額 36,860 円 きゅう ちゅうどしょうがいじ 2級（中度障害児） しきゅうづき がつ 【支給月】 4・8・11月	かくくやくしよ 各区役所 しえんか 支援課
じどうふよう 児童扶養 てあて 手当	ふ ぼ りこん ちちまた はは 父母の離婚などで、父又は母と 生計を同じくしていない子ども を養育している母又は父もしくは 養育者	てあてがく 【手当額】 じどうひとり ばあい ●児童1人の場合 ぜんがくしきゅう げつがく えん ・全額支給：月額 45,500 円 いちぶしきゅう じゅうにゅう おう ・一部支給：収入に応じて げつがく えん 月額 10,740～45,490 円 じどう ふたりいじょう ばあい ●児童が2人以上の場合 にんずう しゅうにゅう おう かさん 人数や収入に応じて加算があ ります。	かくくやくしよ 各区役所 しえんか 支援課 じどうふくしがかり 児童福祉係

かくてあて 各手当について、施設入所中の場合や、所得制限などで支払いが制限される場合があります。
てあてがく れいわ ねん ど きんがく こんごへんこう ばあい
手当額は令和6年度の金額となります。今後変更となる場合があります。



ねん きん とう 年 金 等

かくしゅねんきんかにゆうしやおよ ざいにちがいこくじん しょうがい かがたとう がいとう かがた ねんきんとう しきゅう
各種年金加入者及び在日外国人の障害のある方等で、該当の方に年金等を支給します。

ねんきんとう しゅるい 年金等の種類	まど くち 窓 口
しょうがい き そねんきん こくみんねんきんかにゆうしや ざいにちがいこくじんしょうがいしや 障害基礎年金 (国民年金加入者)、在日外国人障害者 とうふくしてあて とくべつしょうがいきゅうふきん 等福祉手当、特別障害給付金	かくく やくしよほけんねんきんか ねんきんか 各区役所保険年金課 年金係
しんしんしょうがいしやふようきょうさいせいで 心身障害者扶養共済制度	かくく やくしよしえんか しょうがいふくし かり 各区役所支援課 障害福祉係
しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきんかにゆうしや 障害厚生年金 (厚生年金加入者)	す ちく ねんきんじ むしよ お住まいの地区の年金事務所

しきゅうがく くわ かくまどぐち し らん
支給額など詳しくは各窓口またはさいたま市ホームページをご覧ください。



にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

ほそうぐ こうふ かりう しゅうり 補装具の交付・借受け・修理

しんせいまどぐち かくくやくしよしえんか 申請窓口 各区役所支援課

しんたい しょうがい おこな にちじょうせいかつ こうじょう ほか ほそうぐ こうじゅう かりう しゅうり ひよう しきゅう
身体の障害を補い、日常生活の向上を図るため、補装具の購入・借受け・修理のための費用の支給を
おこな ころにゆうとう まえ とうだん にゅういんちゅう しきゅう たいしやう ばあい
行います。購入等する前にあらかじめご相談ください。入院中は支給の対象にならない場合があります。
また、他の制度での給付の対象となる場合や、世帯員の所得が一定以上の場合、対象外です。
支給にあたっては、障害者更生相談センターの判定 (児童の場合は、自立支援医療機関 (育成
いりようきかん ほけんじよ いけんじよ ひつやう げんそく しゅるい こ こうふ
医療機関) または保健所の意見書) が必要です。原則として1種類につき1個の交付となります。

ほそうぐ れい 補装具の例

★かいごほけんゆうせん
介護保険優先

※さいみまん
18歳未満のみ

ぎがん 義眼	ぎし 義肢	ほこうほじよ 歩行補助つえ★	でんどう くるまいす (電動) 車椅子★	しかくしょうがいしやあんぜん 視覚障害者安全つえ
めがね 眼鏡	そうぐ 装具	ざいほじそうち 座位保持装置	とうぶほじぐ 頭部保持具※	ざいほじいす 座位保持椅子※
				ほちようき 補聴器



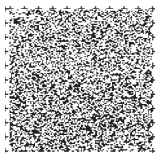
にちじょうせいかつようぐ きゅうふ たいよ 日常生活用具の給付・貸与

しんせいまどぐち かくくやくしよしえんか 申請窓口 各区役所支援課

ざいたく じゅうどしょうがいしやおよ なんびょうかんじやとう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ たいよ おこな
在宅の重度障害児者及び難病患者等に、日常生活用具の給付・貸与を行います。
しせつにゆうしよ にゅういんちゅう きゅうふ たいよ たいしやう ひんちく かが
施設入所・入院中は給付・貸与の対象となる品目が限られています。
また、介護保険制度による給付・貸与等を受けられる場合は対象外です。
こうにゆう まえ とうだん
購入する前に、あらかじめご相談ください。

きゅうふ れい 給付の例

とくしゅしんだい とくしゅ 特殊寝台、特殊マット	にゅうよくほじよようぐ 入浴補助用具	ネブライザー、電気式たん吸引器 でんきしき きゅういんき
ようそうぐ かみ とう ストーム用装具、紙おむつ等	ちやうかくしょうがいしやようおくないしんごうそうち 聴覚障害者用屋内信号装置	しかくしょうがいしやようかくだいでくしよき 視覚障害者用拡大読書器





がいしゅつ しえん 外出の支援

がいしゅつ しえん 外出の支援

しんせいまどぐち かくくやくしよしえんか 申請窓口 各区役所支援課

しょうがい かがた せいかつけん かくだい しゃかいさんか そくしん ほか さまざま がいしゅつ しえん おこな
障害のある方の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、様々な外出の支援を行います。

がいしゅつしえん れい 外出支援の例

ふくし りょうりょうきん じよせい 福祉タクシー利用料金の助成	じどうしゃねんりょうひ じよせい 自動車燃料費の助成	じどうしゃうんてんめんきよしゅとくひ じよせい 自動車運転免許取得費の助成
じどうしゃかいぞうひ ほじよ 自動車改造費の補助	りふとつぎじどうしゃ か だ リフト付自動車の貸し出し	しんたいしょうがいしゃ ほ じよけん 身体障害者補助犬

※対象者、助成・補助内容、利用方法、その他の外出支援など、詳しくは申請窓口にお問い合わせください。



ぜい こうじよ げんめん こうきょうりょうきん わりびき 税の控除・減免、公共料金の割引

ぜいせいじょう とくべつ そ ち 税制上の特別措置

しょうがい かがた しょうとくぜい しみんぜい けんみんぜい た ぜいきん たい さまざま ぜいせいじょう とくべつ そ ち
障害のある方は所得税、市民税・県民税その他の税金に対して、様々な税制上の特別措置や
げんめん かくしゅとくべつ そ ち ないよう じょうけん かわ かくまどぐち と あ
減免があります。各種特別措置の内容、条件など詳しくは各窓口にお問い合わせください。

とくべつ そ ち れい 特別措置の例	まど ぐち 窓 口
しょうとくぜい しょうがいしゃこうじよ 所得税の障害者控除、 そうぞくぜい しょうがいしゃこうじよ 相続税の障害者控除	こくぜいそうだんせんよう 国税相談専用ダイヤル TEL:0570-00-5901 または、お住まいの区を管轄する税務署
じどうしゃぜい かんきょうせいとうわり しゅべつわり げんめん 自動車税（環境性能割・種別割）の減免、 けいじどうしゃぜい かんきょうせいとうわり げんめん 軽自動車税（環境性能割）の減免	じどうしゃぜいじむしょ 自動車税事務所 TEL:658-0227
しみんぜい けんみんぜい しょうがいしゃこうじよ 市民税・県民税の障害者控除、 けいじどうしゃぜい しゅべつわり げんめん 軽自動車税（種別割）の減免	にし きた おおみや みぬま いわつきく しゃりょう てい ちば かがた (西・北・大宮・見沼・岩槻区に車両の定置場がある方) ほくぶしぜいじむしょこじんかぜいか 北部市税事務所個人課税課 TEL:646-3102 FAX:646-3164 ちゅうおう さくら うらわ みなみ みどりく しゃりょう てい ちば かがた (中央・桜・浦和・南・緑区に車両の定置場がある方) なんぶしぜいじむしょこじんかぜいか 南部市税事務所個人課税課 TEL:829-1386 FAX:829-6236

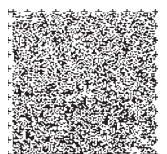
かくしゅうんちん わりびき こうきょうりょうきん げんめん 各種運賃の割引・公共料金の減免

しょうがい かがた かくしゅうんちん わりびき こうきょうりょうきん げんがく めんじよ う
障害のある方は各種運賃の割引や、公共料金の減額・免除が受けられます。
たいしょうしゃ わりびきりつ かわ かくじぎょうしゃ と あ
対象者、割引率など詳しくは各事業者にお問い合わせください。



わりびき げんめん れい 割引・減免の例

わり びき 割 引	JR-私鉄、バス、タクシー、航空運賃、有料道路通行料金 等
げん めん 減 免	市立施設使用料等、NHK 放送受信料、郵便料金 等





そうだんまどぐち 相談窓口

かくくやくしよしえんか 各区役所支援課

西
NISHI

にしくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
西区役所 支援課 障害福祉係
〒 331-8587 にしくにしおみや 西区西大宮 3-4-2
TEL 620-2662 FAX 620-2766
✉ nishiku-shien@city.saitama.lg.jp

北
KITA

きたくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
北区役所 支援課 障害福祉係
〒 331-8586 きたくみやはらまち 1-852-1
TEL 669-6062 FAX 669-6166
✉ kitaku-shien@city.saitama.lg.jp

大宮
OMIYA

おおみやくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
大宮区役所 支援課 障害福祉係
〒 330-8501 おおみやくきしぎまち 大宮区吉敷町 1-124-1
TEL 646-3062 FAX 646-3166
✉ oomiyaku-shien@city.saitama.lg.jp

見沼
MINUMA

みぬまくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
見沼区役所 支援課 障害福祉係
〒 337-8586 みぬまくほりさきまち 見沼区堀崎町 12-36
TEL 681-6062 FAX 681-6166
✉ minumaku-shien@city.saitama.lg.jp

中央
CHUO

ちゅうおうくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
中央区役所 支援課 障害福祉係
〒 338-8686 ちゅうおうくしもおちあい 中央区下落合 5-7-10
TEL 840-6062 FAX 840-6166
✉ chuoku-shien@city.saitama.lg.jp

桜
SAKURA

さくらくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
桜区役所 支援課 障害福祉係
〒 338-8586 さくらくどうじやう 桜区道場 4-3-1
TEL 856-6172 FAX 856-6276
✉ sakuraku-shien@city.saitama.lg.jp

浦和
URAWA

うらわくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
浦和区役所 支援課 障害福祉係
〒 330-9586 うらわくときわ 浦和区常盤 6-4-4
TEL 829-6143 FAX 829-6239
✉ urawaku-shien@city.saitama.lg.jp

南
MINAMI

みなみくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
南区役所 支援課 障害福祉係
〒 336-8586 みなみくべつしよ 南区別所 7-20-1
TEL 844-7172 FAX 844-7276
✉ minamiku-shien@city.saitama.lg.jp

緑
MIDORI

みどりくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
緑区役所 支援課 障害福祉係
〒 336-8587 みどりくおおあざなか 緑区大字中尾 975-1
TEL 712-1172 FAX 712-1276
✉ midoriku-shien@city.saitama.lg.jp

岩槻
IWATSUKI

いわつきくやくしよ しえんか しやうがいふくしかり
岩槻区役所 支援課 障害福祉係
〒 339-8585 いわつきくほんらう 岩槻区本町 3-2-5
TEL 790-0163 FAX 790-0266
✉ iwatsukiku-shien@city.saitama.lg.jp

しょうがいしゃこうせいそうだん 障害者更生相談センター

〒 330-8501
おおみやくきしぎまち 大宮区吉敷町 1-124-1 おおみやくやくしよ かい 大宮区役所 4階
TEL 646-3128 FAX 646-3163
✉ syogaisha-kosei-sodan@city.saitama.lg.jp

ノーマライゼーション条例 PRキャラクター

ノーマライゼーション社会が実現した
未来から、ノーマライゼーションを
広めるためにやってきた二人組



ノーマくん



ライちゃん

じどうそうだんじよ 児童相談所

〒 330-0071 うらわくかみぎさき 浦和区上木崎 4-4-10
● 北部児童相談所
TEL 711-3917 FAX 711-8904
✉ hokubu-jido-sodanjyo@city.saitama.lg.jp
● 南部児童相談所
TEL 711-2489 FAX 711-8904
✉ nambu-jido-sodanjyo@city.saitama.lg.jp

はっこう へんしゅう
発行・編集

さいたま市福祉局障害福祉部障害福祉課

〒 330-9588
うらわくときわ 浦和区常盤 6-4-4
TEL 829-1255 FAX 829-1981
✉ shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp

はっこうび れいわ ねん がつ
発行日/令和6年3月

このガイドブックは3,000部作成し、1部あたりの印刷経費は69.3円です。
※このガイドブックには令和6年4月1日時点の情報が記載されています。

